

信州の屋根ソーラー普及事業  
既存住宅エネルギー自立化補助金  
【Q & A】

長野県環境部ゼロカーボン推進室

◆ 制度の目的

Q なぜ認定事業者との契約による設置が要件になっているのですか。

A 本補助金は、地元根ざし、顔の見える事業者が、提供する製品やサービスに関して適切に説明しながら設備等の販売・施工を行うことにより、太陽光発電の普及拡大を目指す制度です。このため、適切な販売促進等に関して一定の条件を満たした事業者であることを求めています。

Q 認定事業者制度とはどのようなものですか。

A この制度は、太陽光発電の普及に積極的に取り組む地域の事業者を県が「信州の屋根ソーラー認定事業者」として認定し、広く県民の皆さんに公表する制度です。

認定事業者の一覧など、詳しくは長野県HPをご確認ください。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar\\_nintei.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html)

Q 蓄電池の設置が要件になっているのはなぜですか。

A 太陽光発電の普及拡大が求められる一方で、FIT（固定価格買取制度）認定期間の終了を迎える住宅の増加や、災害時等のレジリエンスの向上など、住宅のエネルギー自立が求められています。このため、太陽光発電の普及とともに蓄電池の設置を促進しています。

◆ 申請手続

Q 申請方法と申請期間について教えてください。

A 申請方法などについては、「既存住宅エネルギー自立化補助金 申請要領」をご確認ください。

Q 既に設備設置に関する契約をしてしまったものについても補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。県から交付決定があった以降に、設置に関する契約を締結したものが補助金の対象となります。販売店と相談している場合や、見積書をもっているだけの場合など、契約に至っていない場合であれば対象となります。

Q 二世帯住宅（同一の建物）のそれぞれの世帯で機器を設置する予定です。それぞれの世帯で補助金を申請できますか。

- A それぞれの世帯で電気の受給契約が分かれている場合は補助金を申請できます。この場合は、それぞれの世帯において別個に申請を行ってください。(まとめて申請することはできません。)

#### ◆ 他の補助金等との併用

Q 県の他の補助金との併用はできますか。

A 併用できません。

Q 市町村の補助金との併用はできますか。

A この補助制度では市町村の補助金との併用を制限していません。ただし、市町村の補助制度によっては県の補助金との併用を制限している場合がありますので、詳細は市町村にご確認ください。

Q 補助金を受けるためには、FIT認定を受ける必要がありますか？

A FIT認定の有無は要件としていません。

Q グループパワーチョイス（共同購入）との併用はできますか。

A グループパワーチョイスとの併用はできません。

また、グループパワーチョイスにより購入していないでも、以下の場合には補助金の対象となりませんのでご注意ください。

(以下①、②の両方に該当する場合は、補助金の対象となりません。)

- ① 対象設備の購入・設置の契約を締結する信州の屋根ソーラー認定事業者が、申請者の住所地を担当するグループパワーチョイスの施工事業者でもある。
- ② 購入する設備は、①の事業者が取り扱うグループパワーチョイスの対象製品と同一のものである。

(参考) グループパワーチョイスについて

「グループパワーチョイス」は、県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電設備等の購入希望者を募集して行う共同購入の仕組みです。グループパワーチョイスでは、年度ごとに、各地域を担当する「施工事業者」と、各施工事業者が共同購入の対象として取り扱う製品が決定されます。

#### ◆ 補助対象者

Q 住宅の持ち主ではありませんが、補助金を申請できますか？

A 自己所有でない住宅（賃貸など）でも、申請者自ら居住する県内の住宅に補助対象設備

を設置する場合は、補助金の申請ができます。(住民票があることが必要です。)

なお、トラブルを避けるため、住宅の所有者の承諾を得て補助事業を実施するようにしてください。

**Q 申請者自身が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。**

**A** 補助金の交付申請書に住民票の写しを添付いただきますので、これにより住所と設備の設置場所が同一であることを確認します。

**Q 普段居住していない住宅（別荘等）に対象設備を設置する場合は補助金の対象となりますか。**

**A** 申請者が居住する(住民票がある)県内の住宅でなければ補助金の対象とならないため、別荘等は対象外です。

**Q 単身赴任のため県外に居住しており、住所も単身赴任先に移しています。県内に居住する家族が補助金を申請することができますか。**

**A** 補助対象設備を設置する住宅に居住する家族の方が補助金を申請することが可能です。ただし、補助対象設備を購入・設置する契約は、補助金を申請する方(この場合はご家族の方)が締結する必要があるほか、申請書類(住民票、納税証明書等)についても申請者の分を取得する必要があります。

**Q 県外から移住してきました。まだ県税を支払っていませんが、補助金を申請できますか。**

**A** 住所が県内にあれば「未納がない証明」を受けることができます。なお、「未納がない証明」については、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

【県税事務所ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/toiawase/index.html>

#### ◆ 補助対象住宅

**Q なぜ既存住宅が対象なのですか。**

**A** 新築住宅については、設備の設置検討がしやすく、各種補助金の活用等により太陽光の普及が進んでいる一方、住宅の大半を占める既存住宅への普及が遅れているのが現状です。県では、既存住宅への普及拡大に向けて、本補助制度を実施しています。

**Q 既存住宅とはどういった住宅ですか。**

**A** 本補助金の交付対象となる「既存住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める「新築住宅」以外の住宅(既に人が居住している住宅又は住宅建築後1年以上経過した住宅)を言います。

**Q 新築して居住を始めたばかりの住宅でも補助金の対象になりますか。**

A 申請者が既に居住している県内の住宅であれば対象となりますが、太陽光発電設備や蓄電池の導入に当たっては、当該住宅の消費電力量を踏まえ、適切な規模のシステムを選ぶことが大切です。住宅の省エネルギー化の観点からも、概ね1年程度の使用エネルギー量を把握し、導入を検討いただきたいと思います。

Q 既存住宅が対象とありますが、住宅を建て直して、設置する場合は対象となりますか。

A 住宅を建て替える場合は新築となるため対象外です。増築、減築、改修に伴う設備導入であれば、対象となり得ます。

Q 店舗併用住宅の建物は補助金の対象となりますか？

A 申請者自身が居住する住宅であれば対象となります。

Q 住宅ではない事業所（事務所）へ蓄電池を設置しようと思っていますが、補助金の対象となりますか。

A 申請者が居住していない（住民票が無い）場合は対象となりません。

Q 住宅に併設する物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、庭先に野立てて設置する太陽光パネルは補助金の対象となりますか。

A 住宅の屋根上への設置が原則ですが、屋根形状や耐荷重の問題など、やむを得ない事情により屋根上への設置ができない場合は、申請書にその理由を記載してください。なお、住宅の敷地以外への設置は対象外です。

## ◆ 対象機器

（全般）

Q なぜ太陽光パネルは10kW未満のものが対象なのですか？

A 一般家庭向けの発電容量として、国の固定価格買取制度等を参考に設定しています。

Q リース方式やPPA方式による設備の設置は補助金の対象となりますか。

A 補助金の目的は、太陽光発電設備や蓄電池の設置に伴う負担を軽減するものですので、自ら所有する設備等が対象となります。

（太陽光発電システム）

Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、設備の入れ替え（更新）や増設でも補助金の対象となりますか。

A 設備の更新や増設は対象となりません。本補助金は、太陽光発電の普及拡大を目的としており、新たに太陽光発電設備等を導入する場合を対象としています。

Q 知人から有償で譲り受けたものや、中古のものは補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q **太陽熱利用機器と蓄電池を同時に導入する場合は補助金の対象となりますか。**

A 対象となりません。太陽光発電設備と併せて導入する必要があります。

(蓄電池)

Q **なぜ蓄電池は4 kWh 以上のものが対象なのですか？**

A 家族構成や使用する家電製品等により最適な蓄電池の容量は異なりますが、災害等による停電があっても一定量・時間の電力の供給ができることや、固定価格買取制度の認定期間終了後において自立的に自家消費できる最低容量として設定しています。

Q **自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、蓄電池のみの設置は補助金の対象となりますか。**

A 申請者の居住する住宅に既に設置されている、又は新たに設置する太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池が対象となります。(蓄電池を太陽光発電設備と組み合わせず、単独で利用する場合は対象となりません。)

Q **蓄電池の代わりに電気自動車(EV)を導入したいのですが、EV又はV2H<sup>\*</sup>関連機器は補助金の対象となりますか。**

A エネルギー自立の観点では電気自動車(EV)の活用は有効な手段であると考えられますが、EVやV2H関連機器の購入に対しては国の補助制度もあるため、本事業の対象外としています。

※V2H…EVやPHV(外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車)のバッテリーから電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組み

Q **蓄電池を既に設置していますが、容量を増やす場合も補助金の対象となりますか。**

A 対象となりません。

Q **蓄電池の設置場所により補助金の対象にならない場合がありますか。**

A 申請者が居住する住宅の敷地内であれば、室内・室外など設置場所は問いません。

Q **どんな蓄電池でも補助金の対象となりますか。**

A 環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象機器を対象としています。詳しくは次のホームページでご確認ください。

【一般社団法人 環境共創イニシアチブ | ZEH 支援事業】

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

#### ◆ 翌年度への繰越

Q 1月までに事業が完了する予定で補助金を申請し、交付決定を受けましたが、世界的な半導体不足の影響で、補助対象製品の取付が4月になってしまうことになりました。この場合は補助金を受けることはできないのですか。

A 半導体部品の供給不足や自然災害等のやむを得ない理由により、年度内（3月中）に補助事業が完了しない恐れが生じた場合は、速やかに「繰越承認申請書（様式第5号）」を提出してください。内容を審査し、後日その結果を通知します。（やむを得ない理由があると認められない場合は繰越が認められませんのでご注意ください。また、申請は繰越予算案が県議会に議決された場合のみ承認されます。）

なお、補助事業が計画より遅れるものの、年度内（3月中）に完了する見込みである場合は、「事業計画遅延等報告書（様式第4号）」を提出してください。

#### ◆ その他

Q 補助金を受けて太陽光発電設備や蓄電池を設置した後、当該設備を譲渡や処分する必要がある場合はどうすればよいのですか。（家族等への譲渡、転居による処分・売却等）

A 財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 補助金を受けて設置した設備が壊れてしまった場合はどうすればよいのですか。

A 補助金を受けて設置した設備は、適切に管理し、効率的な運用に努めてください。なお、修理不能な故障等のために設備を廃棄する場合などには財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進室にご相談ください。

Q 家庭の省エネ診断を受けることが条件となっているのはなぜですか。

A ゼロカーボンの取組は、自然エネルギーを創り出すだけでなく、エネルギー消費を抑えることも重要です。現在の住宅やライフスタイルを改めて見つめ直し、全体として住宅における温室効果ガス発生量を抑えるため、診断を受けていただくこととしています。

Q 家庭の省エネを診断する「うちエコ診断」はどのようにしたら受けられますか。

A 環境省関連のホームページから申込みができます。なお、診断費用は無料です。

【<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>】

診断後表示される診断結果を申請書に添付してください。

※ 対面で診断を受ける方法もありますが、この本補助金では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から、WEBでの診断に限定しています。

■ 上記の他、不明な点等がございましたら、地域振興局環境担当課 又は 県庁ゼロカーボン推進室までお問い合わせください。